

フランスでの事業経費を最適化： 還付代行サービス

還付対象となる主な経費

- 見本市、展示会、コンファレンス、セミナー参加費
- イベント関連費用：ブースや会場のレンタル、備品の購入・レンタル、装飾・生花、受付スタッフ・通訳手配、通信費・電気代、資材・機械の輸送費など
- 飲食費・ケータリング（食事および飲料）
- 軽油代（TVAの80%が還付対象）
- 家具・備品のレンタル費
- 商用車のレンタル費
- 無形サービス：広告宣伝費、法務・リーガル費用、ITサービス費

還付対象外の費用：宿泊費（ホテル代）、乗用車のレンタカー代、航空券・電車・タクシー代、贈答品（ギフト・手土産）の購入費

ご申請に必要な書類

- 還付対象となるフランスのTVA額が記載された請求書原本（または正規の電子インボイスPDF）
- フランス語の委任状（当商工会議所が代理で申請を行うための署名入り書類）
- 還付金振込先の銀行口座情報（口座証明書 / RIB）
- 外国企業であることを証明する公的書類（履歴事項全部証明書 / 登記簿謄本など）

還付条件および手数料

- 還付金は、回収されたTVAの6%～10%を手数料として差し引いた後、1～3ヶ月以内にお客様の指定口座へ振り込まれます。
- ※一定の条件のもと、ドイツやスペインなど欧州他国で発生した経費のVAT還付にも対応可能です。



確かな実績とグローバル連携：在日フランス商工会議所（CCIFJ）

日仏ビジネスの最前線をつなぐ在日フランス商工会議所は、国内最大の欧州経済コミュニティを形成しています。世界98カ国・121拠点の「CCI France International」ネットワークを背景に、東京でのきめ細やかなサポートと確かな知見で、企業の海外展開を力強くバックアップします。